

3-2 社会的状況

3-2-1 人口の状況

本市及び周辺の市川市、習志野市、浦安市（以下、「周辺市」という）の人口、世帯数等の状況及び人口の推移は、表3-2.1及び表3-2.2に示すとおりである。

本市の人口は増加の傾向にあり、平成16年からの10年間で約5万人増加している。また、周辺市の人口についても増加の傾向にある。

対象事業実施区域が存在する潮見町には10世帯、10人が居住している。

表3-2.1 人口及び世帯数等の状況

市	項目	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)
船橋市		616,507	269,327	7,198.8
	潮見町	10	10	-
市川市		469,259	220,922	8,175.2
習志野市		166,818	72,510	7,947.5
浦安市		162,737	71,630	9,412.2

注) 平成26年2月1日現在

出典：「千葉県毎月常住人口調査月報」（千葉県ホームページ）

「船橋市町丁別人口表 平成26年2月1日時点」（船橋市ホームページ）

表3-2.2 人口の推移

年	項目	人口（人）			
		船橋市	市川市	習志野市	浦安市
平成16年		567,887	464,873	159,252	151,155
平成17年		569,835	466,608	158,785	155,290
平成18年		574,985	468,113	158,806	157,230
平成19年		584,215	470,074	159,685	159,195
平成20年		591,720	473,064	160,154	162,003
平成21年		600,025	475,751	161,413	164,177
平成22年		609,040	473,919	164,530	164,877
平成23年		610,434	471,694	165,317	163,886
平成24年		611,799	469,224	165,331	162,443
平成25年		614,657	469,523	166,716	162,797

注) 各年10月1日現在

出典：「千葉県毎月常住人口調査月報（平成16年～25年）」（千葉県ホームページ）

3-2-2 産業の状況

本市及び周辺市の産業分類別事業所数及び従業者数は、表3-2.3に示すとおりである。

本市では、事業所数が16,976事業所、従業者数が197,236人となっている。業種別にみると、卸売業、小売業が事業所数で25.5%、従業者数で22.1%と最も多くなっている。

表3-2.3 産業分類別事業所数及び従業者数

産業分類	市 区分	船橋市		市川市		習志野市		浦安市	
		事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)
農林漁業	総数	31	206	8	74	3	9	2	5
	構成比	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	総数	—	—	—	—	—	—	—	—
	構成比	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	総数	1,549	12,828	1,123	8,781	334	2,626	294	2,341
	構成比	9.1	6.5	8.5	6.8	7.6	4.7	6.4	2.5
製造業	総数	827	17,950	733	12,094	182	5,436	271	3,341
	構成比	4.9	9.1	5.5	9.4	4.2	9.7	5.9	3.5
電気・ガス・熱供給・水道業	総数	20	988	10	900	4	185	6	396
	構成比	0.1	0.5	0.1	0.7	0.1	0.3	0.1	0.4
情報通信業	総数	192	2,933	127	940	59	1,398	88	1,433
	構成比	1.1	1.5	1.0	0.7	1.3	2.5	1.9	1.5
運輸業、郵便業	総数	512	16,236	363	12,581	135	5,748	204	6,838
	構成比	3.0	8.2	2.7	9.7	3.1	10.2	4.4	7.2
卸売業、小売業	総数	4,327	43,672	3,257	28,597	1,040	12,231	1,186	14,978
	構成比	25.5	22.1	24.5	22.1	23.7	21.7	25.7	15.8
金融業、保険業	総数	273	5,326	149	2,070	51	702	68	1,170
	構成比	1.6	2.7	1.1	1.6	1.2	1.2	1.5	1.2
不動産業、物品賃貸業	総数	1,319	7,209	1,491	4,933	473	1,657	423	2,878
	構成比	7.8	3.7	11.2	3.8	10.8	2.9	9.2	3.0
学術研究、専門・技術サービス業	総数	687	4,228	432	2,401	185	1,982	195	1,211
	構成比	4.0	2.1	3.3	1.9	4.2	3.5	4.2	1.3
宿泊業、飲食サービス業	総数	2,396	20,030	1,871	13,491	600	5,512	618	15,444
	構成比	14.1	10.2	14.1	10.4	13.7	9.8	13.4	16.3
生活関連サービス業、娯楽業	総数	1,780	10,233	1,313	7,343	461	2,473	419	25,948
	構成比	10.5	5.2	9.9	5.7	10.5	4.4	9.1	27.3
教育、学習支援業	総数	752	10,769	622	9,511	241	4,681	212	3,954
	構成比	4.4	5.5	4.7	7.4	5.5	8.3	4.6	4.2
医療、福祉	総数	1,324	21,183	1,063	14,765	369	6,549	323	5,734
	構成比	7.8	10.7	8.0	11.4	8.4	11.6	7.0	6.0
複合サービス事業	総数	62	656	48	585	15	169	9	109
	構成比	0.4	0.3	0.4	0.5	0.3	0.3	0.2	0.1
サービス業 (他に分類されないもの)	総数	869	16,767	618	7,012	211	3,916	278	8,054
	構成比	5.1	8.5	4.7	5.4	4.8	7.0	6.0	8.5
公務(他に分類されるものを除く)	総数	56	6,022	45	3,196	20	1,005	23	1,157
	構成比	0.3	3.1	0.3	2.5	0.5	1.8	0.5	1.2
合 計	総数	16,976	197,236	13,273	129,274	4,383	56,279	4,619	94,991
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注1) 平成21年7月1日現在

注2) 構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「平成24年 千葉県統計年鑑」(千葉県ホームページ)

3-2-3 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

本市及び周辺市の地目別面積は表3-2.4に、土地利用現況図は図3-2.1に示すとおりである。

本市では、宅地の割合が約47%と最も多くなっており、次いで畑が約13%、雑種地が約12%となっている。

対象事業実施区域の土地利用状況は、新工場建設エリアが焼却灰再資源化施設、既存工場エリアが南部清掃工場のごみ焼却施設として利用されている。また、対象事業実施区域周辺の土地利用状況は、民間の工場や倉庫が多く存在しているほか、南側はふなばし三番瀬海浜公園となっている。

表3-2.4 地目別面積

市・項目		地目									計
		田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	
船橋市	面積 (1,000m ²)	2,494	11,221	40,174	2	3,178	22	26	10,087	18,436	85,640
	構成比 (%)	2.9	13.1	46.9	<0.1	3.7	<0.1	<0.1	11.8	21.5	100.0
市川市	面積 (1,000m ²)	1,366	5,682	27,322	425	1,237	—	81	6,291	13,986	56,390
	構成比 (%)	2.4	10.1	48.5	0.8	2.2	—	0.1	11.2	24.8	100.0
習志野市	面積 (1,000m ²)	23	1,411	11,305	—	76	—	—	2,708	5,467	20,990
	構成比 (%)	0.1	6.7	53.9	—	0.4	—	—	12.9	26.0	100.0
浦安市	面積 (1,000m ²)	—	—	10,544	—	—	—	—	1,858	4,578	16,980
	構成比 (%)	—	—	62.1	—	—	—	—	10.9	27.0	100.0

注1) 平成24年1月1日現在

注2) 面積は単位未満を、構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「平成24年 千葉県統計年鑑」（千葉県ホームページ）



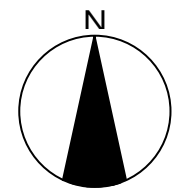
凡 例

◎ 対象事業実施区域 - · - · - 市境 - · · · - 都県境

田	住宅用地	その他空地、未舗装地
畑	商業用地	用途変更中土地
採草放牧地	工業用地	屋外利用地
荒れ地、耕作放棄地 低湿地	運輸施設用地	道路用地
山林	公共用地	鉄道
河川、水面、水路	文教・厚生用地	
海浜、河川敷	オープン施設用地	

出典：「平成18年千葉県都市計画基礎調査 土地利用現況調査」（千葉県提供資料）

この地図は、国土地理院発行の1：50,000地形図「東京東北部」「東京東南部」「佐倉」「千葉」を使用したものである。



1 : 50,000
0 500m 1km 2km

図 3-2.1 土地利用現況図

2. 都市計画の状況

本市及び周辺市の都市計画（用途地域）の指定状況は、表3-2.5に示すとおりである。また、対象事業実施区域及びその周辺の都市計画図は、図3-2.2に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は、工業専用地域となっている。

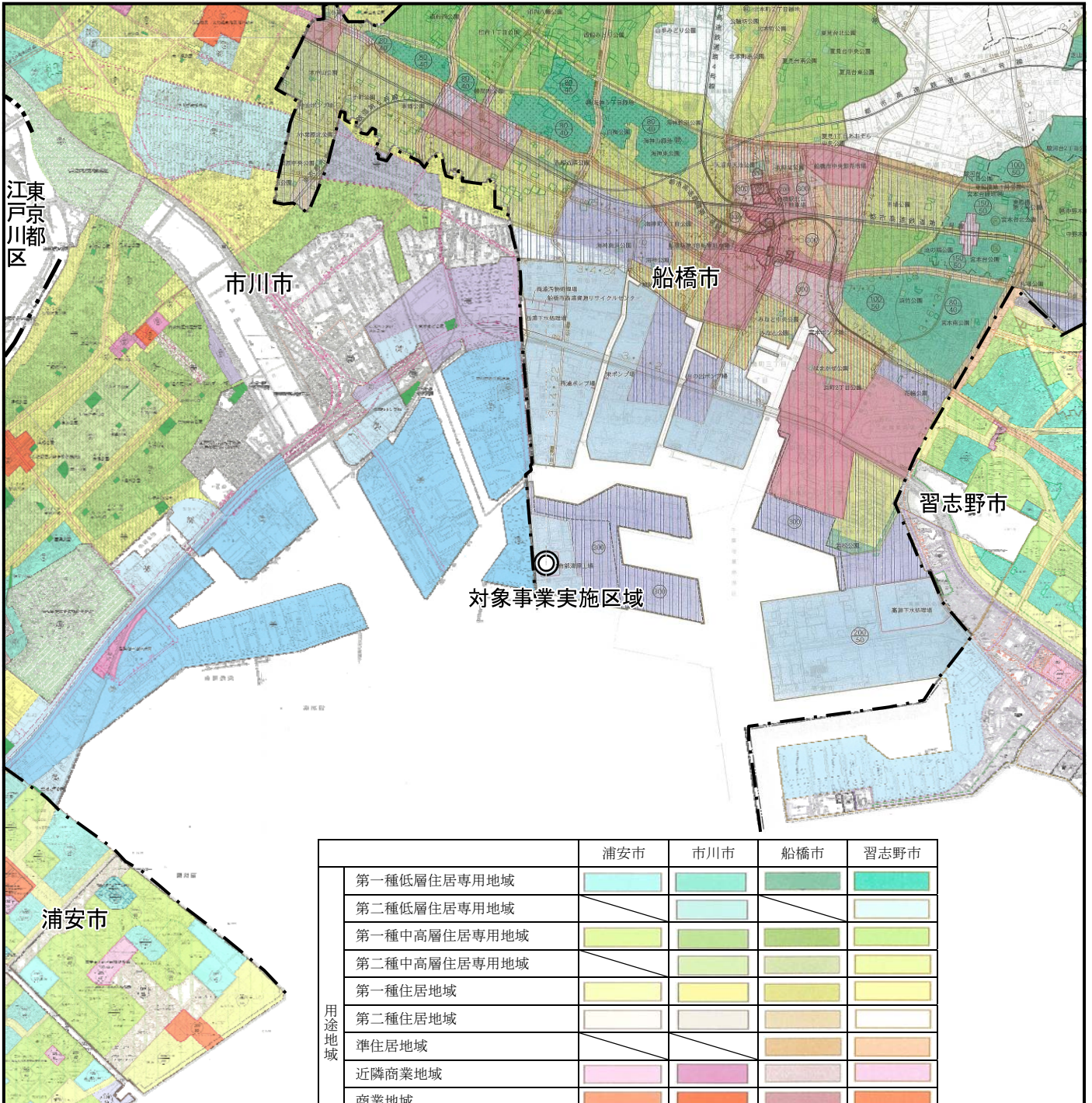
表3-2.5 都市計画（用途地域）の指定状況

区分		市		船橋市	市川市	習志野市	浦安市
都市計画区域	第一種低層住居専用地域	面積 (ha)		1,772	1,408	357	332
		構成比 (%)		20.7	25.0	17.0	19.6
	第二種低層住居専用地域	面積 (ha)		-	28	10	-
		構成比 (%)		0.0	0.5	0.5	0.0
	第一種中高層住居専用地域	面積 (ha)		1,270	503	446	314
		構成比 (%)		14.8	8.9	21.2	18.5
	第二種中高層住居専用地域	面積 (ha)		10	206	43	-
		構成比 (%)		0.1	3.7	2.0	0.0
	第一種住居地域	面積 (ha)		959	889	396	336
		構成比 (%)		11.2	15.8	18.9	19.8
	第二種住居地域	面積 (ha)		188	28	27	61
		構成比 (%)		2.2	0.5	1.3	3.6
	準住居地域	面積 (ha)		66	-	33	-
		構成比 (%)		0.8	0.0	1.6	0.0
	近隣商業地域	面積 (ha)		88	117	36	35
		構成比 (%)		1.0	2.1	1.7	2.1
	商業地域	面積 (ha)		285	69	28	33
		構成比 (%)		3.3	1.2	1.3	1.9
	準工業地域	面積 (ha)		317	125	253	585
		構成比 (%)		3.7	2.2	12.1	34.5
工業地域	面積 (ha)		206	216	137	-	
	構成比 (%)		2.4	3.8	6.5	0.0	
工業専用地域	面積 (ha)		348	395	93	-	
	構成比 (%)		4.1	7.0	4.4	0.0	
計	面積 (ha)		5,509	3,984	1,859	1,697	
	構成比 (%)		64.3	70.7	88.6	100.0	
市街化調整区域	面積 (ha)		3,055	1,653	240	-	
	構成比 (%)		35.7	29.3	11.4	0.0	
合計			-	8,564	5,639	2,099	1,697

注1) 平成25年1月1日現在

注2) 構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「土地利用に関する都市計画について」（千葉県ホームページ）



凡例

- ◎ 対象事業実施区域
- .-.- 市境
- ...- 都県境

	浦安市	市川市	船橋市	習志野市
用途地域	第一種低層住居専用地域	[Light Green Box]	[Light Green Box]	[Light Green Box]
	第二種低層住居専用地域	[Light Green Box]	[Light Green Box]	[Light Green Box]
	第一種中高層住居専用地域	[Light Green Box]	[Light Green Box]	[Light Green Box]
	第二種中高層住居専用地域	[Light Green Box]	[Light Green Box]	[Light Green Box]
	第一種住居地域	[Light Yellow Box]	[Light Yellow Box]	[Light Yellow Box]
	第二種住居地域	[Light Yellow Box]	[Light Yellow Box]	[Light Yellow Box]
	準住居地域	[Light Yellow Box]	[Light Yellow Box]	[Light Yellow Box]
	近隣商業地域	[Light Orange Box]	[Light Orange Box]	[Light Orange Box]
	商業地域	[Light Orange Box]	[Light Orange Box]	[Light Orange Box]
	準工業地域	[Light Purple Box]	[Light Purple Box]	[Light Purple Box]
都市施設	工業地域	[Light Blue Box]	[Light Blue Box]	[Light Blue Box]
	工業専用地域	[Light Blue Box]	[Light Blue Box]	[Light Blue Box]
	都市計画道路	[Pink Arrow]	[Pink Arrow]	[Pink Arrow]
	都市高速鉄道	[Grey Arrow]	[Grey Arrow]	[Grey Arrow]
	都市計画公園・緑地	[Green Box]	[Green Box]	[Green Box]
	駐車場・汚物処理場・下水処理場 ごみ焼却場・ごみ処理場・市場・火葬場等	[Hatched Box]	[Hatched Box]	[Hatched Box]
都市計画公共下水道区域	[Light Blue Box]	[Light Blue Box]	[Light Blue Box]	

出典：1：25,000 「船橋都市計画図」（平成23年3月 船橋市）
 1：10,000 「浦安市都市計画図1（地域地区等）」（平成24年3月 浦安市）
 1：10,000 「習志野都市計画図」（平成21年3月 習志野市）
 1：10,000 「市川都市計画図1」「市川都市計画図2」（平成22年11月 市川市）

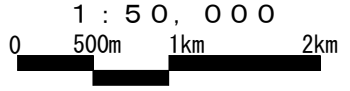
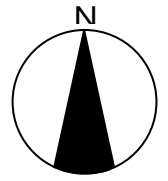


図 3-2.2 都市計画図

3-2-4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 上水道の普及状況

本市及び周辺市の水道の普及状況は、表3-2.6に示すとおりである。

本市の水道普及率は98.8%となっており、水源は江戸川、利根川及び印旛沼である。

表3-2.6 水道の普及状況（平成23年度）

市	項目 行政区域内 総人口(人) ①	現在給水人口(人)			普及率 ②/① ×100%
		総数 ②	上水道	専用水道	
船橋市	610,572	603,219	598,919	4,300	98.8
市川市	469,603	463,357	463,217	140	98.7
習志野市	165,164	164,005	164,005	0	99.3
浦安市	163,013	163,013	163,013	0	100.0

注) 平成24年3月31日現在

出典：「平成23年度 千葉県の水道」（千葉県ホームページ）

2. 河川及び海域の利用状況

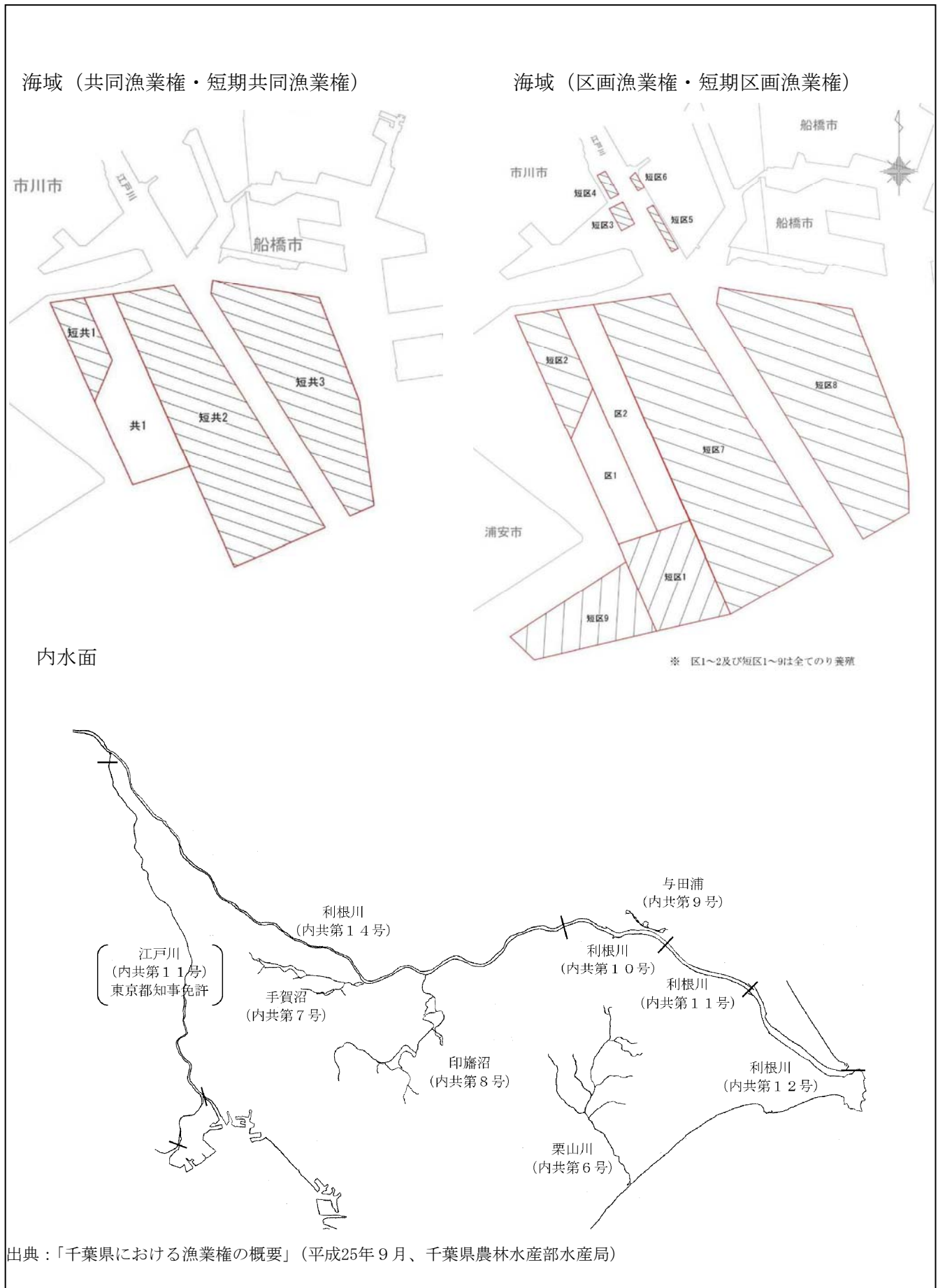
対象事業実施区域周辺の河川及び海域における漁業権の設定状況は、表3-2.7及び図3-2.3に示すとおりである。また、対象事業実施区域南側に隣接するふなばし三番瀬海浜公園は、4月中旬から6月上旬にかけて市民による潮干狩りに利用されている。

対象事業実施区域周辺の海域は、市川市から袖ヶ浦市まで広がる千葉港のうちの葛南港区となっており、主に金属機械工業品（鉄鋼・輸送機器・非鉄金属）や化学工業品（石油製品・化学薬品等）などの貨物が取り扱われている。

表3-2.7 漁業権の状況

区分	免許番号	種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置	漁業の名称及び漁業時期
海面						
共同 漁業権	共第1号	第1種	南行徳 市川市行徳	H25.9.1から H35.8.31まで	市川市塩浜地先	おごのり、もがいでい、かき、はまぐり、あさり、ばかがい、しおふき、ほんびのすがい、えむし (1/1～12/31)
		第2種				雑魚固定式さし網 (1/1～12/31)
区画 漁業権	区第1号	第1種	南行徳	H25.9.1から H30.8.31まで	市川市塩浜地先	のり養殖 (8/20～翌4/30)
	区第2号	第1種	市川市行徳	H25.9.1から H30.8.31まで	市川市塩浜地先	のり養殖 (8/20～翌4/30)
短期 共同 漁業権	短共第1号	第1種	市川市行徳 南行徳	H25.9.1から H26.8.31まで	市川市塩浜地先	おごのり、もがいでい、はまぐり、あさり、ばかがい、しおふき、ほんびのすがい、えむし (1/1～12/31)
		第2種				雑魚固定式さし網 (1/1～12/31)
	短共第2号	第1種	船橋市	H25.9.1から H26.8.31まで	船橋市地先	おごのり、もがいでい、かき、はまぐり、あさり、ばかがい、しおふき、ほんびのすがい、えむし (1/1～12/31)
		第2種				雑魚固定式さし網 (1/1～12/31)
	短共第3号	第1種	船橋市	H25.9.1から H26.8.31まで	船橋市地先	おごのり、もがいでい、かき、はまぐり、あさり、ばかがい、しおふき、ほんびのすがい、えむし (1/1～3/31)
		第2種				雑魚固定式さし網 (1/1～12/31)
短期 区画 漁業権	短区第1号	第1種	南行徳 市川市行徳	H25.8.20から H26.4.30まで	市川市塩浜地先	のり養殖 (8/20～翌4/30)
	短区第2号	第1種	南行徳	H25.8.20から H26.4.30まで	市川市塩浜地先	のり養殖 (8/20～翌4/30)
	短区第3号	第1種	市川市行徳	H25.8.20から H26.4.30まで	市川市本行徳地先	のり養殖 (8/20～翌4/30)
	短区第4号	第1種	市川市行徳	H25.8.20から H25.12.31まで	市川市本行徳地先	のり養殖 (8/20～12/31)
	短区第5号	第1種	市川市行徳	H25.8.20から H25.12.31まで	市川市 高谷新町地先	のり養殖 (8/20～12/31)
	短区第6号	第1種	市川市行徳	H25.8.20から H25.12.31まで	市川市 高谷新町地先	のり養殖 (8/20～12/31)
	短区第7号	第1種	船橋市	H25.8.20から H26.4.30まで	船橋市地先	のり養殖 (8/20～翌4/30)
	短区第8号	第1種	船橋市	H25.8.20から H26.4.30まで	船橋市地先	のり養殖 (8/20～翌4/30)
	短区第9号	第1種	南行徳 市川市行徳	H25.8.20から H26.4.30まで	浦安市日の出及び 明海地先	のり養殖 (8/20～翌4/30)
内水面						
東京都 知事 免許	内共第11号 (江戸川)	第1種	東京東部 埼玉東部 市川市行徳 南行徳 松戸市	H25.9.1から H35.8.31まで	江戸川区及び葛飾 区の各地先 埼玉県三郷市、吉 川市、北葛飾郡松 伏町、同郡杉戸町、 春日部市及び幸手 市の各地先 千葉県浦安市、市 川市、松戸市、流 山市及び野田市の 各地先、茨城県猿 島群五霞町地先 (江戸川及びその 支派川)	しじみ、えむし (1/1～12/31)
		第5種				こい、ふな、うなぎ (1/1～12/31)

出典：「千葉県における漁業権の概要」(平成25年9月、千葉県農林水産部水産局)



出典：「千葉県における漁業権の概要」（平成25年9月、千葉県農林水産部水産局）

図3-2.3 漁業権漁場の位置

3. 地下水の利用状況

本市及び周辺市の平成24年度の地下水揚水量と稼働井戸本数は、表3-2.8に示すとおりである。また、市内の地下水揚水量と稼働井戸本数の推移は、表3-2.9に示すとおりである。

現在、市全域が工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、千葉県環境保全条例及び船橋市環境保全条例の規制指定地域となっている。

市内の平成24年度における稼働井戸本数は71本であり、地下水の揚水量は17,909m³/日である。

表3-2.8 地下水揚水量と稼働井戸本数（平成24年度）

単位：m³/日

項目 市	地下水揚水量						稼働 井戸本数
	工業用	ビル用	水道用	農業用	その他	計	
船橋市	324	75	6,810	10,700	0	17,909	71本
市川市	0	0	0	117	0	117	3本
習志野市	3	0	16,323	0	0	16,326	14本
浦安市	0	0	0	0	0	0	0本

出典：「地下水揚水量調査結果」（千葉県ホームページ）

表3-2.9 船橋市の地下水揚水量と稼働井戸本数の推移

単位：m³/日

項目 年度	地下水揚水量						稼働 井戸本数
	工業用	ビル用	水道用	農業用	その他	計	
平成20年度	326	1	9,750	8,150	0	18,227	82本
平成21年度	345	1	9,157	9,512	0	19,015	86本
平成22年度	377	2	7,860	10,923	0	19,162	77本
平成23年度	345	1	5,557	10,136	0	16,039	72本
平成24年度	324	75	6,810	10,700	0	17,909	71本

出典：「地下水揚水量調査結果」（千葉県ホームページ）

3-2-5 交通の状況

1. 道路交通

対象事業実施区域周辺の主要な道路の状況は、図3-2. 4に示すとおりである。また、平成22年度における交通量調査結果は、表3-2. 10に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の主要道路として東関東自動車道、一般国道14号、一般国道14号（京葉道路）、一般国道357号などがあげられる。

平成22年度の調査結果をみると、最寄りの調査地点である一般国道357号（区間番号11450）では、12時間交通量は55,065台、大型車混入率は42.8%となっている。また、最も交通量の多い一般国道14号（京葉道路）の篠崎IC～市川IC間（区間番号10170）では、12時間交通量は80,512台、大型車混入率は14.5%となっている。

表3-2.10 交通量調査結果（平日）

路線名	区間 番号	観測地点	昼間12時間自動車類 交通量上下合計（台）			24時間自動車類 交通量上下合計（台）			昼間 12時間 大型車 混入率
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
東関東自動車道	10	千鳥町出入口～ 湾岸市川IC	43,307	14,691	57,998	60,397	23,329	83,726	25.3%
	20	湾岸市川IC～ 湾岸習志野IC	34,170	17,641	51,811	47,874	27,093	74,967	34.0%
一般国道14号	10130	船橋市 海神6-4-8	11,969	2,022	13,991	17,152	2,995	20,147	14.5%
	10140	習志野市谷津 4丁目273-4	12,842	1,335	14,177	18,094	2,321	20,415	9.4%
	10150	習志野市谷津 4丁目2	11,494	1,101	12,595	16,160	1,977	18,137	8.7%
一般国道14号 (京葉道路)	10170	篠崎IC～ 市川IC	68,873	11,639	80,512	106,449	16,847	123,296	14.5%
	10180	市川IC～ 原木IC	65,918	9,504	75,422	98,009	14,047	112,056	12.6%
	10190	原木IC～ 船橋IC	69,033	9,936	78,969	100,764	14,578	115,342	12.6%
	10200	船橋IC～ 花輪IC	62,058	9,331	71,389	90,471	13,635	104,106	13.1%
	10230	船橋市 海神町南	8,339	671	9,010	12,097	1,019	13,116	7.4%
一般国道296号	11110	習志野市谷津 5丁目	20,838	6,224	27,062	30,864	8,105	38,969	23.0%
一般国道357号	11440	習志野市谷津 3丁目 1891-552	22,945	9,206	32,151	34,671	19,986	54,657	28.6%
	11450	市川市原木 2526-43	31,496	23,569	55,065	49,899	38,205	88,104	42.8%
	11460	市川市塩浜 4丁目9-1	25,693	13,578	39,271	41,671	21,589	63,260	34.6%
市川浦安線	40200	—	14,750	2,224	16,974	21,039	3,404	24,443	13.1%
船橋我孫子線	40250	船橋市駿河台 2-5-10	15,789	3,464	19,253	22,922	4,802	27,724	18.0%
船橋松戸線	40310	—	4,918	895	5,813	7,072	1,299	8,371	15.4%
千葉船橋海浜線	40470	習志野市茜浜 1丁目2-1	7,748	6,182	13,930	11,551	7,255	18,806	44.4%
船橋停車場線	41150	船橋市本町 1-6-1	7,361	994	8,355	10,456	1,575	12,031	11.9%
船橋埠頭線	60910	船橋市日の出 1-1-8	4,999	1,515	6,514	7,412	1,968	9,380	23.3%
船橋行徳線	61290	市川市二俣 2丁目2-1	4,443	618	5,061	6,318	970	7,288	12.2%
	61300	船橋市本中山 7-5-4	3,772	422	4,194	5,325	714	6,039	10.1%
若宮西船市川線	62510	市川市 鬼高3丁目12-18	10,843	1,588	12,431	15,804	3,340	19,144	12.8%
夏見小室線	62590	船橋市 金杉9-3-21	9,612	2,501	12,113	14,100	3,343	17,443	20.6%

注) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値。

出典：「平成22年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」（平成23年9月、国土交通省道路局）

2. 鉄道

対象事業実施区域周辺の鉄道の状況は、図3-2.5に示すとおりである。また、駅別の平均乗車人員は、表3-2.11に示すとおりである。

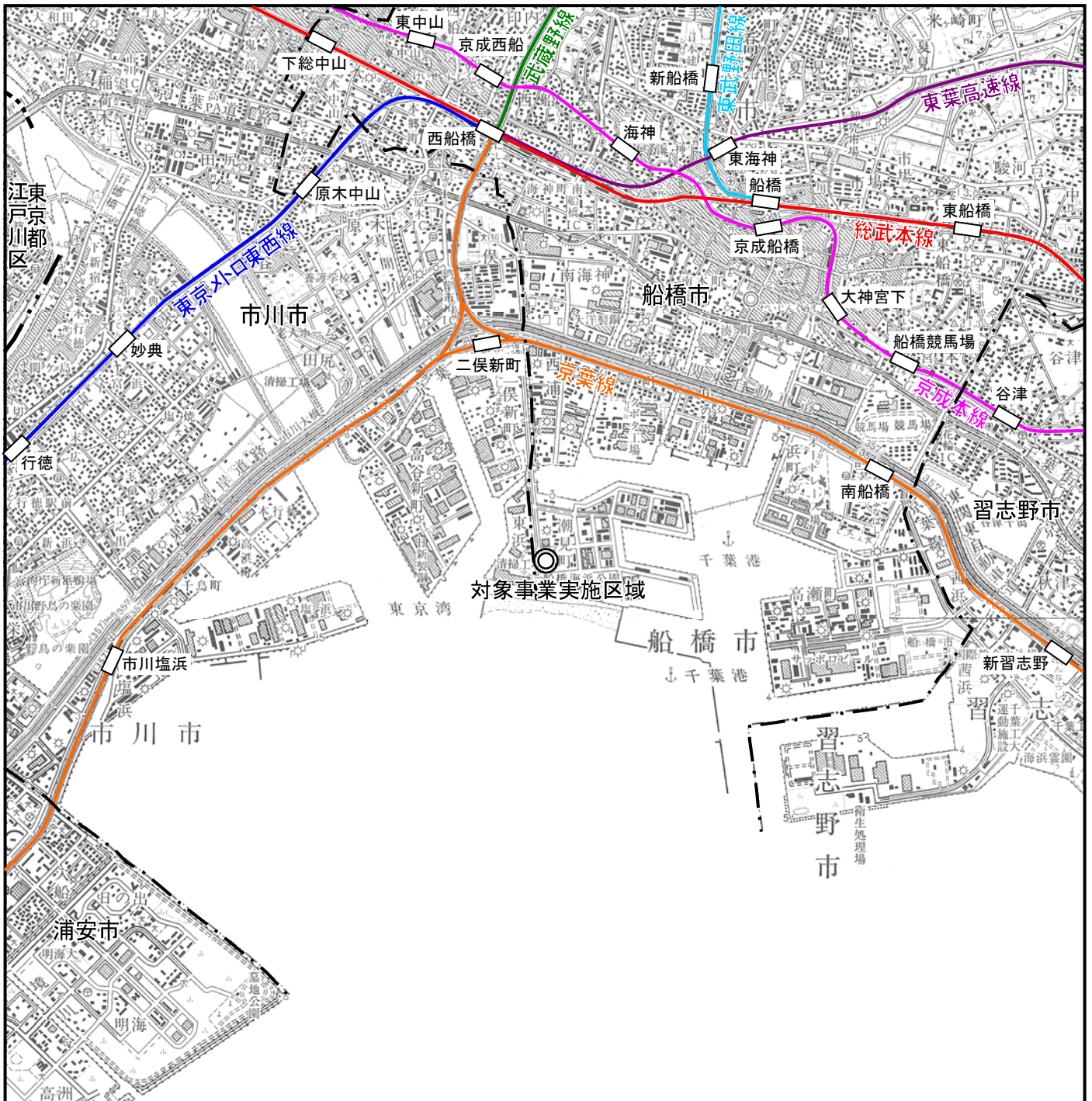
対象事業実施区域の最寄駅として、京葉線の二俣新町駅があげられる。平成23年度の二俣新町駅の平均乗車人員は、4,830人/日となっている。

表3-2.11 駅別平均乗車人員

単位：人/日

路線	駅名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
東日本旅客鉄道 総武本線	下総中山	23,266	23,473	23,611	23,325	22,885
	西船橋	123,619	125,785	125,114	125,855	125,276
	船橋	135,611	136,365	135,560	134,705	133,774
	東船橋	18,618	18,553	18,332	18,556	18,563
東日本旅客鉄道 武蔵野線	西船橋	123,619	125,785	125,114	125,855	125,276
東日本旅客鉄道 京葉線	市川塩浜	5,177	5,493	5,694	6,047	6,377
	二俣新町	4,799	5,250	5,136	5,119	4,830
	南船橋	18,095	19,088	18,979	19,492	19,147
	新習志野	12,712	12,684	12,791	12,678	12,532
京成電鉄 京成本線	東中山	3,892	3,812	3,670	3,545	3,464
	京成西船	4,183	4,102	4,141	4,280	4,378
	海神	2,269	2,295	2,275	2,251	2,270
	京成船橋	44,225	45,729	46,136	45,940	45,492
	大神宮下	1,843	1,944	1,994	2,048	1,957
	船橋競馬場	9,488	9,807	9,541	9,620	9,454
	谷津	5,713	5,640	5,573	5,576	5,472
東葉高速鉄道 東葉高速線	東海神	2,742	2,802	2,817	2,913	2,904
	西船橋	51,701	53,150	52,418	52,450	52,004
東京メトロ 東西線	行徳	27,043	27,266	26,798	26,475	25,960
	妙典	22,314	22,614	22,444	22,769	22,565
	原木中山	11,106	11,257	11,199	11,365	11,557
	西船橋	137,363	138,461	136,652	137,062	134,620
東武鉄道 東武野田線	新船橋	2,380	2,248	2,087	2,159	2,222
	船橋	53,461	53,866	53,607	53,466	53,368

出典：「平成20～24年 千葉県統計年鑑」（千葉県ホームページ）



凡例

- | | | | | | |
|---------|----------|---|----------|---|-------|
| ◎ | 対象事業実施区域 | — | 総武本線 | — | 京成本線 |
| - · - | 市境 | — | 武蔵野線 | — | 東武野田線 |
| - · · - | 都県境 | — | 京葉線 | — | 東葉高速線 |
| | | — | 東京メトロ東西線 | | |

この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「東京東北部」「東京東南部」「佐倉」「千葉」を使用したものである。

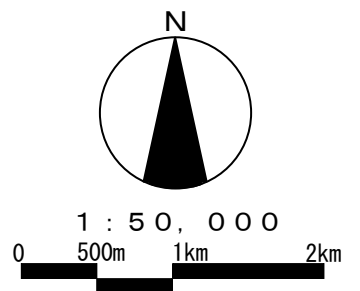


図 3-2.5 鉄道の状況

3-2-6 学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

学校、医療施設その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況は、表 3-2.12(1)、(2)及び図 3-2.6(1)、(2)に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周辺は主に民間の工場や倉庫が多く存在しており、近傍に環境の保全について配慮が特に必要な施設はない。最寄りのものとしては、北東約 2.2 kmに位置する船橋市立湊中学校があげられる。

住宅の配置の状況については、対象事業実施区域周辺に住宅地が集合した地区はなく、まとまった住宅地が存在する最寄りの地区は、北東側の船橋市栄町及び日の出、北西側の市川市二俣などとなっている。

表3-2. 12(1) 対象事業実施区域周辺で環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	市町村	No.	施設名	住所	区分	市町村	No.	施設名	住所			
● 幼稚園	船橋市	1	恵楓幼稚園	宮本8-35-12	小学校 (続き)	市川市	17	信篤小学校	原木2-16-1			
		2	若松幼稚園	若松2-3-3			18	二俣小学校	二俣678			
		3	船橋幼稚園	本町3-36-32			19	新浜小学校	行徳駅前4-5-1			
		4	ひなぎく幼稚園	海神4-29-10			20	幸小学校	幸1-11-1			
		5	二葉幼稚園	海神5-7-14			21	南新浜小学校	新浜1-26-1			
		6	海神幼稚園	海神6-18-34			22	塩焼小学校	塩焼5-9-8			
		7	山野幼稚園	西船2-10-7			23	塩浜小学校	塩浜4-5-1			
		8	西船幼稚園	西船2-32-25			24	妙典小学校	妙典2-14-2			
		9	葛飾幼稚園	西船4-16-4			習志野市	25	谷津小学校	谷津5-1-32		
		10	船橋ひかり幼稚園	二子町498				26	向山小学校	谷津2-16-32		
		11	船橋ひまわり幼稚園	夏見5-26-22				27	秋津小学校	秋津3-1-1		
		12	シオン幼稚園	夏見6-6-6				28	谷津南小学校	谷津3-1-36		
		13	神明幼稚園	飯山満町1-640				浦安市	29	入船北小学校	入船5-45-1	
	市川市	14	二俣幼稚園	二俣678		30	美浜北小学校		美浜5-12-1			
		15	信篤幼稚園	高谷1-8-1		31	日の出小学校		日の出3-1-1			
		16	新浜幼稚園	行徳駅前4-5-2		32	明海小学校		明海2-13-4			
		17	塩焼幼稚園	塩焼5-9-1		33	高洲小学校		高洲4-2-1			
		18	ソフィア幼稚園	稲荷木3-22-5		34	日の出南小学校		日の出5-4-4			
		19	鬼高幼稚園	鬼高3-14-18		35	明海南小学校		明海5-5-1			
		20	原木幼稚園	原木1-8-1		■ 中学校	船橋市	1	船橋中学校	夏見2-11-1		
		21	東浜幼稚園	行徳駅前3-12-14				2	宮本中学校	東船橋7-8-1		
	習志野市	22	谷津幼稚園	谷津5-1-17				3	海神中学校	海神4-27-1		
		23	向山幼稚園	谷津2-16-32				4	葛飾中学校	印内1-5-1		
		24	秋津幼稚園	秋津3-1-1				5	湊中学校	日の出1-1-2		
	25	第一くるみ幼稚園	谷津5-20-5	6				若松中学校	若松3-2-3			
	浦安市	26	美浜北幼稚園	美浜5-12-3			市川市	7	第六中学校	鬼高3-16-1		
		27	日の出幼稚園	日の出2-15-1				8	第七中学校	末広1-1-48		
		28	明海幼稚園	明海2-13-3				9	高谷中学校	高谷1627-4		
		29	暁星国際学園 新浦安幼稚園	高洲4-2-20				10	塩浜中学校	塩浜4-6-1		
		30	聖徳大学付属 浦安幼稚園	日の出5-4-2				11	妙典中学校	妙典5-22-1		
▲ 小学校	船橋市	1	船橋小学校	本町4-17-20				習志野市	12	第一中学校	谷津6-4-1	
		2	湊町小学校	湊町1-16-5					浦安市	13	入船中学校	入船3-66-3
		3	宮本小学校	宮本7-10-1						14	美浜中学校	美浜5-12-2
		4	峰台小学校	宮本6-33-1						15	日の出中学校	日の出3-1-2
		5	海神小学校	海神2-6-5						16	明海中学校	明海5-5-1
		6	西海神小学校	海神5-19-36	◆ 高等学校	船橋市				1	船橋高等学校	東船橋6-1-1
		7	葛飾小学校	印内1-2-1			2	市立船橋高等学校	市場4-5-1			
		8	八栄小学校	夏見5-27-1			3	中山学園高等学校	本町3-34-10			
		9	小栗原小学校	本中山3-16-12		市川市	4	市川南高等学校	高谷1509			
		10	南本町小学校	栄町1-7-1			習志野市	5	津田沼高等学校	秋津5-9-1		
		市川市	11	若松小学校	若松3-2-4	★ 大学	市川市	1	東京経営短期大学	二俣625-1		
			12	海神南小学校	海神町南1-1510			習志野市	2	千葉工業大学	芝園2-1-1	
			13	市場小学校	市場1-5-1		浦安市		3	明海大学	明海1-2-1	
	14		鬼高小学校	鬼高2-13-5	4			了徳寺大学	明海5-8-1			
	15		行徳小学校	富浜1-1-40	他	市川市	☆	市川特別支援学校	原木1862			
	16		稲荷木小学校	稲荷木1-14-1								

出典：「千葉県教育便覧 平成23年版」（千葉県教育委員会ホームページ）
 「ふなばし市民便利帳 2011・2012」（船橋市）、「いちかわ便利帳 2012」（市川市）、
 「浦安市民便利帳」（浦安市）、「習志野市市民ハンドブック 2010」（習志野市）

表 3-2. 12(2) 対象事業実施区域周辺で環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設等）

区分	市町村	No.	施設名	住所	区分	市町村	No.	施設名	住所	
■ 病院	船橋市	1	社会保険船橋中央病院	海神 6-13-10	● 保 育 園 (続 き)	船橋市	4	若松保育園	若松 2-6-3	
		2	総武病院	市場 3-3-1			5	湊町保育園	湊町 1-16-23	
		3	青山病院	市場 4-21-8			6	千鳥保育園	南本町 13-1	
		4	山口病院	飯山 5-24-2			7	中央保育園	本町 4-12-2	
		5	船橋整形外科病院	飯山満町 1-833			8	本町保育園	本町 6-7-18	
		6	板倉病院	本町 2-10-1			9	海神第一保育園	海神 2-16-4	
		7	船橋総合病院	本町 4-8-28			10	海神第二保育園	本町 1-23-7	
	市川市	8	行徳総合病院	行徳駅前 1-12-6		11	西船保育園	西船 6-1-24		
		9	市川東病院	二俣 2-14-3		12	本中山保育園	本中山 5-6-1		
		10	行徳中央病院	日之出 17-16		13	夏見第一保育園	夏見 4-10-26		
	習志野市	11	東京湾岸リハビリテーション病院	谷津 4-1-1		14	船橋ピコレール保育園	宮本 2-6-26		
		12	谷津保健病院	谷津 4-6-16		15	みどり保育園	市場 4-12-3		
◆ 福 祉 施 設	船橋市	特別養護老人ホーム		★ 図 書 館		船橋市	16	プレスクール・ベル	海神 4-23-16	
		1	さわやか苑				米ヶ崎町 691-1	17	海神南保育園	海神町南 1-1627-2
		2	朋松苑				西船 2-21-12	18	西船みどり保育園	西船 1-21-50
		有料老人ホーム					19	アリスなかよし保育園	西船 2-29-28	
		3	敬老園ナーシングヴィラ 東船橋				駿河台 2-29-29	20	印内保育園	印内 2-2-31
		4	ライフコミュニケーション船橋				駿河台 2-1-17	21	さくら保育園	二子町 474
		5	イリーゼふなばし				西船 6-7-8	22	みそら保育園	東中山 2-1-20
		6	ライフコミュニケーション下総中山			本中山 3-2-3	23	弥生保育園	本中山 3-4-18	
		7	家族の家ひまわり船橋			東船橋 5-17-10	24	中山あけぼの保育園	本中山 3-19-3	
		8	シーハーツ船橋			本郷町 618-1	25	ククルなかよし保育園	夏見 2-11-43	
		9	リアンレーヴ東船橋			宮本 4-12-39	市川市	26	東大和田保育園	東大和田 2-6-2
		10	ベストライフ船橋東			西船 4-30-2		27	稲荷木保育園	稲荷木 1-26-16
		11	ベストライフ船橋西			本郷町 713		28	鬼高保育園	鬼高 1-11-20
		12	ベストライフ船橋南			西船 4-30-17		29	塩焼保育園	塩焼 2-2-5
		13	ハッピーニューライフ 東船橋			東船橋 1-21-1		30	塩焼第2保育園	塩焼 3-11-15
		14	グルウプリビング礎			宮本 6-12-16		31	妙典保育園	妙典 6-2-45
		15	グルウプリビング礎3		若松 2-6-1-103	32		行徳第二保育園	行徳駅前 4-26-10	
		16	クリード船橋		南本町 11-24	33	杉の木保育園	鬼高 3-18-17		
		17	プレスト船橋老番館		南本町 6-15	34	原木保育園	田尻 5-15-9		
		18	大笑いのいえ下総中山		本中山 4-595-1	35	行徳あけぼの保育園	関ヶ島 7-3		
	介護老人保健施設		36		愛泉保育園	幸 2-8-17				
	19	やすらぎ	市場 3-3-1		37	わたぐも保育園	原木 2-10-13			
	20	フェルマータ船橋	飯山満町 1-822		38	すえひろ保育園	末広 1-1-48			
	市川市	特別養護老人ホーム			39	じゃんぐる保育園	妙典 4-10-4			
		21	ホワイト市川		高谷 1854	40	うみかぜ保育園	原木 1-15-24		
		22	ホワイト市川別館		二俣 530	41	あじさい保育園	妙典 5-12-16		
		軽費老人ホーム			習志野市	42	谷津保育所	谷津 2-20-2		
		23	行徳ケアハウス翔裕園			末広 1-1-48	43	谷津南保育所	谷津 3-1-13	
有料老人ホーム		浦安市	44	入船保育園	入船 6-9-1					
24			まどか本八幡	南八幡 2-19-14	45	日の出保育園	日の出 2-11-1			
25			まどか本八幡東	南八幡 1-23-14	46	海園の街保育園	明海 3-2-12			
26			ベストライフ市川	田尻 4-12-5	47	入船北保育園	入船 4-34-1			
27			コミュニケア 24 市川おにだか館	鬼高 1-6-2	48	たかし保育園新浦安	入船 5-46-1			
介護老人保健施設		船橋市	1	中央図書館	本町 4-38-28					
28	エスポワール市川		高谷 3-1-20	2	西図書館	西船 5-26-25				
浦安市	有料老人ホーム		市川市	3	中央図書館 (こども図書館)	鬼高 1-1-4				
	29	浦安エデンの園		日の出 1-2-1	4	信篤図書館	高谷 1-8-1			
	30	グッドタイムリビング 新浦安		明海 6-1-3	5	行徳図書館	末広 1-1-31			
	31	舞浜倶楽部 新浦安フォーラム	高洲 1-2-1	習志野市	6	谷津図書館	谷津 5-16-33 (谷津コミュニティセンター内)			
船橋市	1	宮本第一保育園	宮本 6-26-27		浦安市	7	図書館高洲分館	高洲 5-3-2 (エスレ高洲内)		
	2	宮本第二保育園	宮本 8-9-10	8		図書館美浜分館	美浜 5-13-1 (美浜公民館内)			
	3	浜町保育園	浜町 1-1-1	9		図書館日の出分館	日の出 4-1-1 (日の出公民館内)			

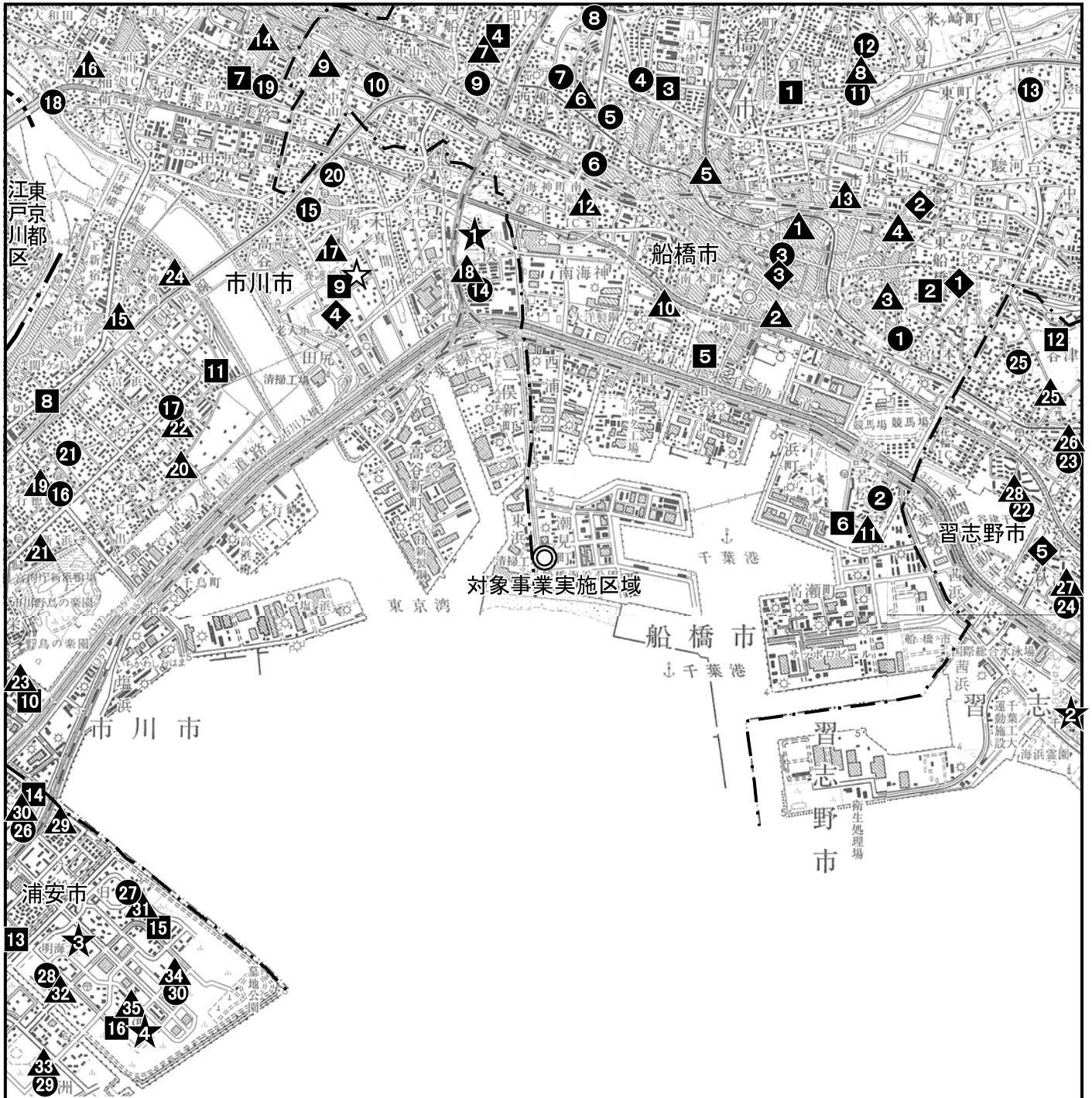
注) 病院は有床で入院できる施設、福祉施設は夜間も滞在するものを示している。

出典：「千葉県病院名簿 平成 23 年 4 月 1 日現在」(千葉県健康福祉部医療整備課)

「福祉施設案内」(千葉県ホームページ)、「ふなばし市民便利帳 2011▶ 2012」(船橋市)

「いちかわ便利帳 2012」(市川市)、「浦安市民便利帳」(浦安市)

「習志野市市民ハンドブック 2010」(習志野市)



凡 例

- | | | |
|-------------|-------|--------|
| ◎ 対象事業実施区域 | ● 幼稚園 | ◆ 高等学校 |
| - · - 市境 | ▲ 小学校 | ★ 大学 |
| - · · · 都県境 | ■ 中学校 | ☆ 他 |

出典：「千葉県教育便覧 平成 23 年版」（千葉県教育委員会ホームページ）
 「ふなばし市民便利帳 2011▶ 2012」（船橋市）、「いちかわ便利帳 2012」（市川市）

この地図は、国土地理院発行の1：50,000地形図「東京東北部」「東京東南部」「佐倉」「千葉」を使用したものである。

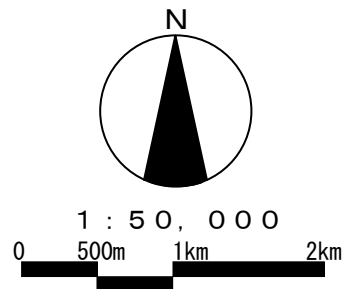
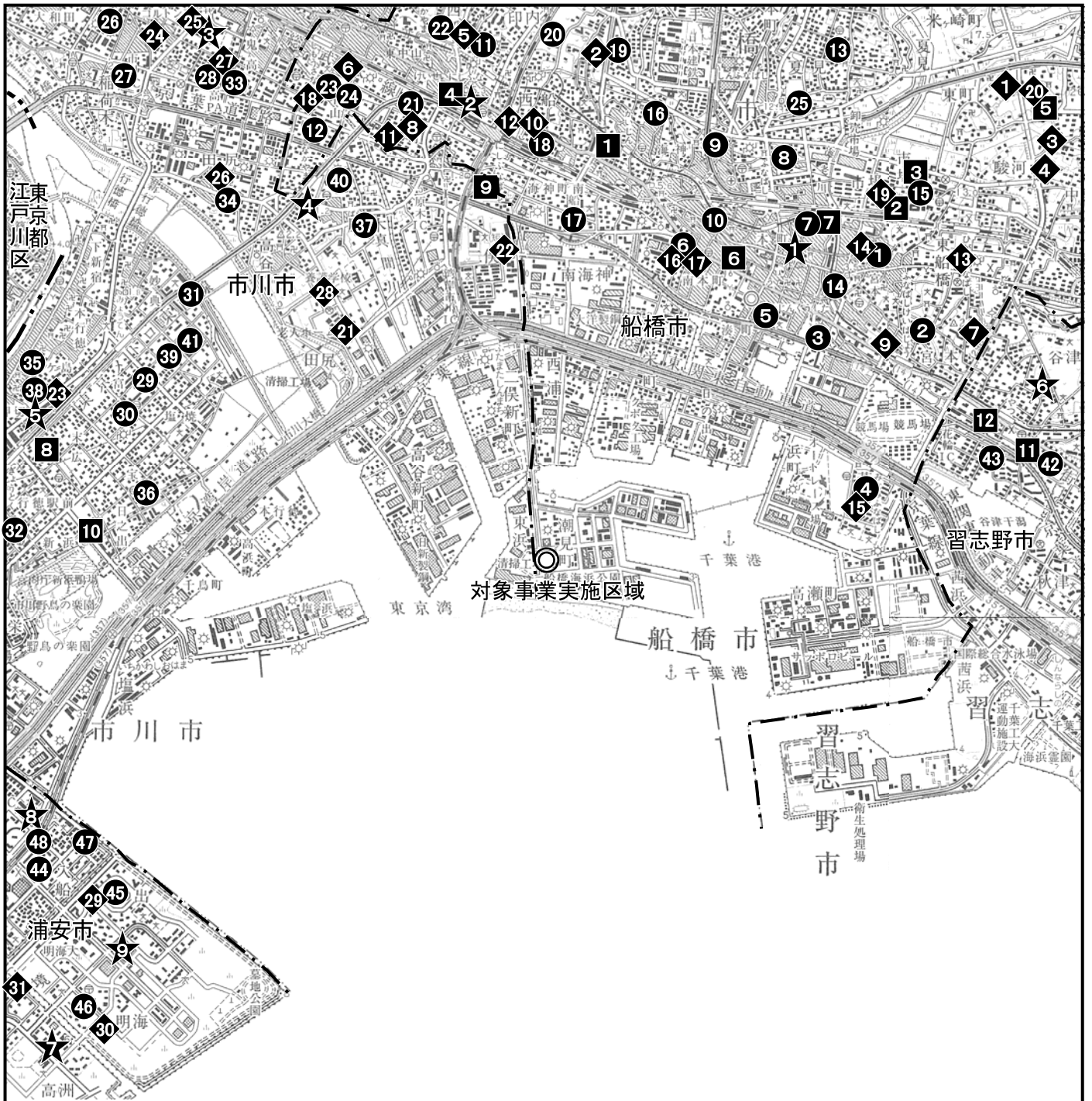


図 3-2. 6(1) 対象事業実施区域周辺で環境保全への配慮を要する施設<教育施設>



凡例

- ◎ 対象事業実施区域
- 病院
- 保育園
- 市境
- ◆ 福祉施設
- ★ 図書館
- 都県境

出典：「千葉県病院名簿 平成23年4月1日現在」（千葉県健康福祉部医療整備課）
 「福祉施設案内」（千葉県ホームページ）、「ふなばし市民便利帳2011・2012」（船橋市）、
 「いちかわ便利帳2012」（市川市）、「浦安市民便利帳」（浦安市）、
 「習志野市市民ハンドブック2010」（習志野市）

この地図は、国土地理院発行の1：50,000地形図「東京東北部」「東京東南部」「佐倉」「千葉」を使用したものである。

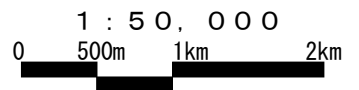
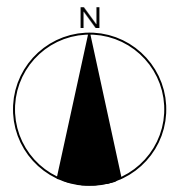


図 3-2.6(2) 対象事業実施区域周辺で環境保全への配慮を要する施設＜医療・福祉施設等＞

3-2-7 下水道の整備の状況

本市及び周辺市の平成23年度の公共下水道の普及状況は、表3-2.13に示すとおりである。

また、本市における公共下水道の普及状況の推移は、表3-2.14に示すとおりである。

本市の平成24年度の公共下水道普及率は、人口比で約75%である。なお、対象事業実施区域は、下水道事業計画の区域となっている。

表3-2.13 公共下水道普及状況（平成23年度）

市	行政区域		全体計画 面積 (ha)	整備面積 (ha)	処理人口 (千人)	整備率 (面積比%)	普及率 (人口比%)
	面積 (ha)	人口 (千人)					
船橋市	8,564	603	7,110	3,922	452.6	55.2	75.1
市川市	5,740	459	5,507	2,156	317.3	39.2	69.2
習志野市	2,099	161	2,036	1,450	142.7	71.2	88.6
浦安市	1,729	159	1,697	1,598	159.0	94.2	99.8

注) 人口は平成24年3月31日現在

出典：「平成24年 千葉県統計年鑑」（千葉県ホームページ）

表3-2.14 船橋市の公共下水道普及状況の推移

年度	汚水普及率				汚水整備率		雨水整備率	
	市 域		整備済 人口 (人)	普及率 (%)	整備済 面積 (ha)	整備率 (%)	整備済 面積 (ha)	整備率 (%)
	人口 (人)	面積 (ha)						
平成20年度	590,943	8,564	391,864	66.3	3,485	40.7	1,512	28.0
平成21年度	598,213	8,564	419,170	70.1	3,651	42.6	1,551	28.7
平成22年度	601,321	8,564	440,354	73.2	3,815	44.5	1,576	29.2
平成23年度	602,996	8,564	452,645	75.1	3,922	45.8	1,596	29.5
平成24年度	615,876	8,564	473,860	76.9	4,092	47.8	1,672	30.9

注) 各年3月31日現在

出典：「ふなばしの下水概要 平成24年度」（船橋市ホームページ）

3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1. 公害防止関係法令等

(1) 大 気

① 大気汚染に係る環境基準等

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準及び有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準は、表3-2. 15(1)～(4)に示すとおり定められている。また、環境基準以外の指針値等には、表3-2. 16に示すものがある。

表 3-2. 15(1) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	備 考
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	—
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回るものとならないよう努めるものとする。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	—
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であつてその粒径が10μm以下のものをいう。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するもの限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表 3-2. 15(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物 質	環境上の条件	備 考
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表 3-2. 15(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

物 質	環境上の条件	備 考
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表3-2.15(4) ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

表3-2.16 その他の指針値等

物質	指針値・目標値	根拠
非メタン炭化水素	午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下	①
二酸化窒素	日平均値の年間98%値が0.04ppm以下	②
塩化水素	目標環境濃度0.02ppm以下	③
アクリロニトリル	年平均値2μg/m ³ 以下	④
塩化ビニルモノマー	年平均値10μg/m ³ 以下	
水銀	年平均値0.04μgHg/m ³ 以下	
ニッケル化合物	年平均値0.025μgNi/m ³ 以下	⑤
クロロホルム	年平均値18μg/m ³ 以下	
1,2-ジクロロエタン	年平均値1.6μg/m ³ 以下	
1,3-ブタジエン	年平均値2.5μg/m ³ 以下	⑥
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値6ng-As/m ³ 以下	
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値0.14μgMn/m ³ 以下	⑦

[根拠]

- ①：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」（昭和51年8月13日通知）
- ②：千葉県環境目標値
- ③：環境庁大気保全局長通達（昭和52年6月16日環大規第136号より）
- ④：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成15年7月31日中環審第143号）
- ⑤：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）」（平成18年11月8日中環審）
- ⑥：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」（平成22年10月15日中環審）
- ⑦：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十次答申）」（平成26年4月30日中環審）

② 大気汚染に係る規制基準

本事業の廃棄物焼却施設は、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）に該当し、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん及び塩化水素の排出基準が適用される。また、硫黄酸化物総量規制及び窒素酸化物総量規制（船橋市窒素酸化物対策指導要綱に基づく指導）が適用される。

さらに、この施設はダイオキシン類対策特別措置法に定める大気基準適用施設に該当し、ダイオキシン類の排出基準が適用される。

ア. 硫黄酸化物

（ア）K値規制

大気汚染防止法では、K値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。船橋市は $K=1.75$ が適用される。

$$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

q : 硫黄酸化物の排出量 ($m^3_N/時$)

H_e : 補正された排出口の高さ (m)

K : 地域によって異なる値（船橋市は $K=1.75$ （新設））

（イ）総量規制基準

船橋市は大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物の総量規制地域であり、船橋市硫黄酸化物に係る総量規制及び燃料使用基準運用要綱に基づき硫黄酸化物の総排出量を規制している。総量規制基準（原燃料使用量の重油換算量：500L/時以上）は、次式により定められている。

$$Q = 3.3W^{0.90} + 0.5 \times 3.3 \{ (W + W_i)^{0.90} - W^{0.90} \}$$

Q : 許容硫黄酸化物量 ($m^3_N/時$)

W : 昭和51年9月30日までに設置された施設で定格能力で運転する場合の原燃料使用量を重油の量に換算した量 (kL/時)

W_i : 昭和51年10月1日以後に設置された施設で定格能力で運転する場合の原燃料使用量を重油の量に換算した量 (kL/時)

イ. 窒素酸化物

(ア) 濃度規制

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉については、種類や施設の設置時期に応じて排出基準が定められている。排出基準は、表3-2. 17に示すとおりである。

表3-2. 17 廃棄物焼却炉における排出基準

施設	排出基準 (ppm)	施設設置年月日
廃棄物焼却炉（連続炉）	250 (O _n =12%)	昭和54年8月10日以降

備考

窒素酸化物の濃度は、次式により算出された濃度とする。

$$C = \{(21 - O_n) / (21 - O_s)\} \times C_s$$

C：補正後の窒素酸化物の濃度 (ppm)

O_s：排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする。)

O_n：標準酸素濃度 (12%)

C_s：排出ガス中の窒素酸化物の実測値 (ppm) (JIS K 0104による。)

(イ) 総量規制基準

船橋市窒素酸化物対策指導要綱に基づき窒素酸化物の総排出量を規制している。

指導基準（原燃料使用量2 kL/時以上）は、次式により定められている。

$$Q = 1.86W^{0.95} + 1.31W_i^{0.95}$$

Q：許容窒素酸化物排出量 (m³_N/時)

W：昭和58年3月31日までに設置され通常稼働しているばい煙発生施設で使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したもの (kL/時)

W_i：昭和58年4月1日以後に設置され通常稼働するすべてのばい煙発生施設で使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したもの (kL/時)

ウ. ばいじん

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉の処理能力に応じた一般排出基準が定められ、さらに、千葉県では排出ガス量に応じた上乘せ基準が定められている。船橋市は上乘せ基準適用地域に該当し、一般排出基準と上乘せ基準のいずれか厳しい基準が適用される。排出基準は表3-2. 18に示すとおりである。

表3-2. 18 廃棄物焼却炉におけるばいじんの規制基準

施設の種類	排出ガス量 (万m ³ _N /時)	廃棄物の 処理能力 (t/時)	上乘せ基準 (g/m ³ _N)	一般排出基準 (g/m ³ _N)		
				～H10. 6. 30 設置	H10. 7. 1 以後設置	On (%)
廃棄物焼却炉 (連続炉)	4以上	—	0.10	—	—	—
	1以上4未満	—	0.20	—	—	—
	1未満	—	—	—	—	—
廃棄物焼却炉	—	4以上	—	0.08	0.04	12
	—	2以上4未満	—	0.15	0.08	
	—	2未満	—	0.25	0.15	

備考

- 「一般排出基準」に掲げるばいじんの濃度は、次の式により算出されたばいじんの濃度とする。

$$C = \{ (21 - 0n) / (21 - 0s) \} \times Cs$$
 C : ばいじんの濃度 (g/m³_N)
 0n : 標準酸素濃度 (12%)
 0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあつては、20%とする。)
 Cs : 排出ガス中のばいじんの実測値 (g/m³_N) (JIS Z 8808による。)
- 当該ばいじんの濃度には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行なう場合において排出されるばいじん (1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。) は含まれていないものとする。
- ばいじんの濃度が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の濃度とする。
- 上乘せ基準適用地域にあつては、「上乘せ基準」と「一般排出基準」のいずれか厳しい基準が適用される。
- 「上乘せ基準」は標準酸素濃度による補正は行わない。

エ. 塩化水素

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉について塩化水素の排出基準が表3-2. 19に示すとおり定められている。

表3-2. 19 廃棄物焼却炉における塩化水素の規制基準

物質の種類	排出基準 (mg/m ³ _N)
塩化水素	700

注) 塩化水素の濃度は、実測値を次式により換算した値とする。

$$C = \{ 9 / (21 - 0s) \} \times Cs$$

C : 補正後の塩化水素濃度 (mg/m³_N)

0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%)

Cs : 排出ガス中の塩化水素実測値 (mg/m³_N)

(JIS K 0107硝酸銀法による)

オ. ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準が、表3-2. 20に示すとおり定められている。

表3-2. 20 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類排出基準

焼却能力 ^{注1)}	排出基準 (ng-TEQ/m ³ _N) ^{注2)}		O _n (%)
	新設 (H12. 1. 15以後設置)	既設 (～H12. 1. 14設置)	
4,000kg/時以上	0.1	1	12
2,000～4,000kg/時未満	1	5	
2,000kg/時未満	5	10	

注1) 火床面積0.5m²以上又は焼却能力が50kg/時以上について適用される。

注2) ダイオキシン類の濃度は次の式によって換算した濃度とする。

$$C = \{(21 - O_n) / (21 - O_s)\} \times C_s$$

C : ダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m³_N)

O_n : 標準酸素濃度 (12%)

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあつては、20%とする。)

C_s : 排出ガス中のダイオキシン類の実測値 (ng-TEQ/m³_N)

(2) 水質

① 水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の基準として人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準の2種類及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準も定められている。

ア. 人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類の環境基準

人の健康の保護に関する環境基準を表3-2. 21(1)に、ダイオキシン類の環境基準を表3-2. 21(2)に示す。人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域について、ダイオキシン類の環境基準は公共用水域、地下水及び底質について一律に定められている。

表3-2. 21 (1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

表3-2. 21 (2) ダイオキシン類に係る水質等の環境基準

区 分	基 準 値
水 質	1 pg-TEQ/L以下
地下水	1 pg-TEQ/L以下
底 質	150pg-TEQ/g以下

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 水質の基準値は、年間平均値とする。

イ. 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域について利用目的に応じて水域類型を設定してそれぞれの基準が定められている。河川に適用される環境基準は表3-2. 22に、海域に適用される環境基準は表3-2. 23に示すとおりである。

表3-2. 22 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
 - 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。

表3-2.23 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下 の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されな いこと
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されな いこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。
- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
- 3 水産2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用
- 4 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- 3 「利用目的の適応性」の詳細は、以下に示すとおりである。
- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
- 水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
- 水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、水生生物の 産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生 育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。

ウ. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表3-2. 24に示すとおりである。

なお、地下水のダイオキシン類の環境基準は前掲の表 3-2. 21(2)に示したとおりである。

表3-2. 24 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

② 水質汚濁に係る規制基準

廃棄物焼却施設は、水質汚濁防止法に定める特定施設に該当し、特定施設からの排水がある場合には届出を要する特定施設となる。

ア. 有害物質に係る排水基準

有害物質に係る排水基準を表3-2. 25に示す。有害物質に係る排水基準は、排水量にかかわらず全ての特定事業場に適用されるが、本事業ではプラント排水等はクローズドシステム又は下水道排水、生活排水は下水道排水となる計画である。

表3-2. 25 排水基準（有害物質）

項目	許容限度	備考	
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L	ごみ焼却施設	
シアン化合物	不検出		
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	不検出		
鉛及びその化合物	0.1mg/L		
六価クロム化合物	0.05mg/L		
砒素及びその化合物	0.05mg/L		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L		
アルキル水銀化合物	不検出		
ポリ塩化ビフェニル	不検出		
トリクロロエチレン	0.3mg/L		全業種
テトラクロロエチレン	0.1mg/L		
ジクロロメタン	0.2mg/L		
四塩化炭素	0.02mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L		
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L		
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L		
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L		
チウラム	0.06mg/L		
シマジン	0.03mg/L		
チオベンカルブ	0.2mg/L		
ベンゼン	0.1mg/L		
セレン及びその化合物	0.1mg/L		
ほう素及びその化合物	10mg/L	海域以外	
	230mg/L	海域	
ふっ素及びその化合物	8mg/L	海域以外	
	15mg/L	海域、30m ³ 未満	
アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物	10mg/L	海域、30m ³ 以上	
	100mg/L	全業種	
1,4-ジオキサン	0.5mg/L		

イ. 有害物質以外に係る排水基準

有害物質以外に係る排水基準を表3-2. 26に示す。有害物質以外に係る排水基準は、業種、排水量等によりそれぞれの基準が定められている。

本施設ではプラント排水等はクローズドシステム又は下水道排水、生活排水は下水道排水となる計画であり、公共用水域への排水はないため適用されない。

表3-2. 26 排水基準（有害物質以外）

項目	許容限度	備考	
生物化学的酸素要求量（BOD） 又は化学的酸素要求量（COD）	20mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満	
	10mg/L	500m ³ 以上	
浮遊物質（SS）	40mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満	
	20mg/L	500m ³ 以上	
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類含有量	3mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
		2mg/L	500m ³ 以上
	動植物油脂類含有量	5mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
		3mg/L	500m ³ 以上
水素イオン濃度（pH）	5.0～9.0	海域	
	5.8～8.6	海域以外	
フェノール類含有量	0.5mg/L	500m ³ 未満	
		500m ³ 以上	
銅含有量	1mg/L	500m ³ 未満	
		500m ³ 以上	
溶解性鉄含有量	5mg/L	500m ³ 未満	
		500m ³ 以上	
溶解性マンガン含有量	5mg/L	500m ³ 未満	
		500m ³ 以上	
クロム含有量	0.5mg/L	500m ³ 未満	
		500m ³ 以上	
大腸菌群数	3,000個/cm ³	500m ³ 未満	
		500m ³ 以上	
亜鉛含有量	1mg/L	50m ³ 未満	
		50m ³ 以上	
窒素含有量	30mg/L	東京湾流域、30m ³ 以上	
燐含有量	4mg/L	東京湾流域、30m ³ 以上	

ウ. ダイオキシン類の排出基準

ダイオキシン類の排出基準は、表3-2. 27に示すとおりであり、本施設ではプラント排水等はクローズドシステム又は下水道排水、生活排水は下水道排水となる計画であり、公共用水域への排水はないため適用されない。

表3-2. 27 ダイオキシン類の排出基準

施設の種類	排出基準 (pg-TEQ/L)
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	10

③ 下水道排除基準

対象事業実施区域周辺は、公共下水道の整備区域となっており、本事業ではプラント排水等はクローズドシステム又は下水道排水、生活排水は下水道排水となる計画である。

下水道法及び船橋市下水道条例に基づく排除基準は、表3-2. 28に示すとおりである。

表3-2. 28 下水道排除基準

項目	下水道排除基準値	根拠法令
カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L 以下	下水道法に基づく 排除基準
シアン化合物	検出されないこと	
有機燐化合物	検出されないこと	
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下	
砒素及びその化合物	0.05 mg/L 以下	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005 mg/L 以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	
トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	
チウラム	0.06 mg/L 以下	
シマジン	0.03 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下	
ベンゼン	0.1 mg/L 以下	
セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
ほう素及びその化合物	(河川その他) 10 mg/L 以下 (海域) 230 mg/L 以下	
ふっ素及びその化合物	(河川その他) 8 mg/L 以下 (海域) 15 mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	
フェノール類	0.5 mg/L 以下	
銅及びその化合物	1 mg/L 以下	
亜鉛及びその化合物	1 mg/L 以下	
鉄及びその化合物 (溶解性)	5 mg/L 以下	
マンガン及びその化合物 (溶解性)	5 mg/L 以下	
クロム及びその化合物	0.5 mg/L 以下	
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L 以下	
水素イオン濃度	5 < pH < 9	
生物化学的酸素要求量	5日間に600 mg/L 未満	船橋市下水道条例に よる排除基準
浮遊物質	600 mg/L 未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 鉱油類含有量	5 mg/L 以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 動植物油脂類含有量	30 mg/L 以下	
窒素含有量	60mg/L 未満	
リン含有量	8 mg/L 未満	

(3) 土 壤

環境基本法に基づく土壤汚染に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準は、表3-2. 29(1)、(2)に示すとおりである。

表3-2. 29(1) 土壤汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤 1 kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤 1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。

備考

- 1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壤が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3 mgとする。
- 2 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

表3-2. 29(2) ダイオキシン類に係る土壤の環境基準

物 質	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下

備考

- 1 環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。
- 2 環境基準が達成されている場合であつて、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(4) 地盤沈下

本市では、地盤沈下を防止するため、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、千葉県環境保全条例及び船橋市環境保全条例に基づき、地下水の採取が規制されている。規制の内容は、表3-2.30に示すとおりである。

なお、本施設では、上水、雨水を利用し、井戸からの地下水の採取は、防災時に利用する可能性がある程度で、通常は行わない計画である。

表3-2.30 地下水採取規制

法令名	指定地域	ストレーナーの位置(地表下)	揚水機の吐出口の断面積等	規制対象
工業用水法	船橋市全域	650m以深	6cm ² を超え21cm ² 以下(吐出口断面積)	工業の用途(工業とは製造業(物品の加工・修理業を含む)・電気供給業・ガス供給業及び熱供給業をいう。)
建築物用地下水の採取の規制に関する法律(ビル用水法)	船橋市全域	650m以深	6cm ² を超え21cm ² 以下(吐出口断面積)	冷房・暖房・自動車車庫に設けられた洗車設備・水洗便所・公衆浴場(浴室の床面積の合計が150m ² を超えるもの)の用途
千葉県環境保全条例	船橋市全域	650m以深	6cm ² を超え21cm ² 以下(吐出口断面積)	工業(工業用水法の指定地域内における工業の用途を除く)・鉱業・建築物用地下水(ビル用水法の指定地域内における建築物用地下水の用途を除く)・農業・水道事業・簡易水道事業・専用水道・小規模水道・工業用水道事業・開発区域面積が10ha以上のゴルフ場における散水の用途
船橋市環境保全条例	船橋市全域	550m以深	0.75kWを超えるもの(揚水機の定格出力)	工業・鉱業・建築物用地下水・農業・水道事業・簡易水道事業・専用水道・小規模水道・工業用水道事業・開発区域面積が10ha以上のゴルフ場における散水の用途(温泉法・工業用水法・ビル用水法・河川法・千葉県環境保全条例の適用を受ける揚水施設を除く。)

(5) 騒音

① 騒音に係る環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準は、表3-2. 31(1)～(3)に示すとおり定められている。対象事業実施区域は、環境基準の類型は指定されていない。

表3-2. 31(1) 騒音に係る環境基準

時間の区分 地域の類型	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

※地域の類型

船橋市 AA：特に静穏を要する地域。船橋市には該当する地域はない。

A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

B：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域の一部

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

市川市 AA：特に静穏を要する地域。市川市には該当する地域はない。

A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域に接する地先

B：第一種住居地域、第二種住居地域、江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種住居地域及び近隣商業地域に接する地先

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

表3-2. 31(2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

時間の区分 地域の区分	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表3-2. 31(3)の基準による。

※地域の区分 表3-2. 31(1)の地域の類型と同様。

表3-2. 31(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準（特例）

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

② 騒音に係る規制基準等

ア. 特定工場に係る規制基準

特定工場の騒音は、騒音規制法及び船橋市環境保全条例で規制されており、規制基準は表3-2. 32、33に示すとおりである。

対象事業実施区域は、第四種区域の基準が適用される。

表3-2. 32 騒音規制法に基づく特定工場に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時～ 午後7時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	夜間 午後10時～ 午前6時
第一種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第四種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

※区域の区分 第一種：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
 第二種：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域の一部
 第三種：近隣商業地域、商業地域、準工業地域
 第四種：工業地域、工業専用地域

備考 第一種区域の区域外に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

表3-2. 33 船橋市環境保全条例に基づく特定工場に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時～ 午後7時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	夜間 午後10時～ 午前6時
第一種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第四種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
その他の区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

※区域の区分 第一種、第二種、第三種、第四種：騒音規制法に基づく基準の区域と同様
 その他の区域：上記以外の区域

備考 第一種区域の区域外に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

イ. 自動車騒音の要請限度

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度は、表 3-2. 34(1)、(2)に示すとおりである。

表3-2. 34(1) 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼 間 午前 6 時～午後10時	夜 間 午後10時～午前 6 時
a 区域及びb 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

※区域の区分

船橋市 a : 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

b : 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域の一部

c : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

市川市 a : 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域に接する地域

b : 第一種住居地域、第二種住居地域及び第一特別地域並びに江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種住居地域及び近隣商業地域に接する地域

c : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）及び第二特別地域、工業地域（ただし、第二特別地域を除く。）及び工業専用地域

備考 第一特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周辺30メートル以内の地域をいう。

第二特別地域とは、工業地域のうち、第一種住居地域又は第二種住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域又は第二種住居地域の周囲30メートル以内の地域をいう。

表3-2. 34(2) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

基 準 値	
昼 間 午前 6 時～午後10時	夜 間 午後10時～午前 6 時
75デシベル以下	70デシベル以下

ウ. 建設作業騒音に係る規制基準

特定建設作業騒音は、騒音規制法及び船橋市環境保全条例で規制されており、規制基準は表3-2. 35、36に示すとおりである。

対象事業実施区域は、騒音規制法及び船橋市環境保全条例に基づく規制基準における第二号区域の基準が適用される。

表3-2. 35 騒音規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

騒音の 大きさ	作業時間		1日の作業時間		作業期間	作業日
	第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
85 デシベルを超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	午後10時から翌日午前6時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

※区域の区分 第一号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち学校・病院等の周囲80メートル以内の区域。

第二号区域：工業地域又は工業専用地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以外の区域。

表3-2. 36 船橋市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

騒音の 大きさ	作業時間		1日の作業時間		作業期間	作業日
	第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
85 デシベルを超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	午後10時から翌日午前6時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

※区域の区分 第一号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち学校・病院等の周囲80メートル以内の区域、その他第二号区域以外の区域。

第二号区域：工業地域又は工業専用地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以外の区域。

(6) 振 動

① 特定工場に係る規制基準

特定工場の振動は、振動規制法及び船橋市環境保全条例で規制されており、規制基準は表3-2. 37、38に示すとおりである。

対象事業実施区域は、振動規制法の対象外であり、船橋市環境保全条例に基づく規制基準における第二種区域の基準が適用される。

表3-2.37 振動規制法に基づく特定工場に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～午前8時
	第一種区域	60デシベル
第二種区域	65デシベル	60デシベル

※区域の区分 第一種：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域の一部

第二種：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

備考 第一種区域及び第二種区域に所在する学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

表3-2.38 船橋市環境保全条例に基づく特定工場に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～午前8時
	第一種区域	60デシベル
第二種区域	65デシベル	60デシベル

※区域の区分 第一種：振動規制法に基づく基準の区域と同様

第二種：上記以外の区域

備考 第一種区域及び第二種区域に所在する学校、保育所、病院、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

② 道路交通振動の要請限度

振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度は、表3-2.39に示すとおりである。

表3-2.39 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～午前8時
第一種区域	65デシベル	60デシベル
第二種区域	70デシベル	65デシベル

※区域の区分

船橋市 第一種：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域

第二種：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

市川市 第一種：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域

第二種：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

③ 建設作業振動に係る規制基準

特定建設作業振動は、振動規制法及び船橋市環境保全条例で規制されており、規制基準は表3-2.40、41に示すとおりである。

対象事業実施区域は、振動規制法の対象外であり、船橋市環境保全条例に基づく規制基準における第二号区域の基準が適用される。

表3-2.40 振動規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

振動の 大きさ	作業時間		1日の作業時間		作業期間	作業日
	第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
75デシベルを超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	午後10時から翌日午前6時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

※区域の区分 第一号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校・病院等の周囲80メートル以内の区域

第二号区域：工業地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以外の区域。

表3-2.41 船橋市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

振動の 大きさ	作業時間		1日の作業時間		作業期間	作業日
	第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
75デシベルを超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	午後10時から翌日午前6時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

※区域の区分 第一号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち学校・病院等の周囲80メートル以内の区域、その他第二号区域以外の区域。

第二号区域：工業地域及び工業専用地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以外の区域。

(7) 悪臭

船橋市は、市全域が悪臭防止法の指定地域であり、工場・事業場等から排出される特定悪臭物質の濃度規制が行われている。また、千葉県悪臭対策の指針に基づいて指導が行われている。

悪臭防止法に基づく規制基準を表3-2.42(1)～(3)に、千葉県悪臭対策の指針による指導目標値を表3-2.43に示す。

表3-2.42(1) 悪臭防止法に基づく規制基準（敷地境界における悪臭）

特定悪臭物質	許容限度 (ppm)	特定悪臭物質	許容限度 (ppm)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

表3-2. 42(2) 悪臭防止法に基づく規制基準（煙突等の気体排出口における悪臭）

対象物質：アンモニア・硫化水素・トリメチルアミン・プロピオンアルデヒド・ノルマルブチルアルデヒド・イソブチルアルデヒド・ノルマルバレルアルデヒド・イソバレルアルデヒド・イソブタノール・酢酸エチル・メチルイソブチルケトン・トルエン・キシレン（13物質）

基準：悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出して得た値

なお、既存施設及び計画施設の排出口における特定悪臭物質の規制基準は以下のとおりである。

単位：m³/時

項目	既存施設	計画施設
アンモニア	601.7	614.8
硫化水素	12.0	12.3
トリメチルアミン	3.0	3.1
プロピオンアルデヒド	30.1	30.7
ノルマルブチルアルデヒド	5.4	5.5
イソブチルアルデヒド	12.0	12.3
ノルマルバレルアルデヒド	5.4	5.5
イソバレルアルデヒド	1.8	1.8
イソブタノール	541.5	553.3
酢酸エチル	1,805.1	1,844.5
メチルイソブチルケトン	601.7	614.8
トルエン	6,016.9	6,148.3
キシレン	601.7	614.8

注) 計画施設の規制基準は、現時点の排ガス諸元に基づき算出した値である。

表3-2. 42(3) 悪臭防止法に基づく規制基準（排出水の悪臭）

特定悪臭物質	排出水の量	規制基準 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001m ³ /秒以下の場合	0.03
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.007
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.002
硫化水素	0.001m ³ /秒以下の場合	0.1
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.02
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	0.3
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.07
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	0.6
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.1
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.03

表3-2. 43 千葉県悪臭対策の指針による指導目標値（臭気濃度）

地域	地域の区分	排出口	敷地境界
	該当地域		
住居系地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	500程度	15程度
工場、商店、住居混在地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、未指定地域（工業団地を除く）	1,000程度	20程度
工業系地域	工業地域、工業専用地域、工業団地	2,000程度	25程度

2. 自然環境保全に係る指定・規制地域

自然環境保全等に係る法令の指定及び規制の状況は、次のとおりである。

(1) 自然公園

自然公園区域は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するために設けられた区域で、千葉県においては自然公園法に基づく国定公園及び千葉県立自然公園条例に基づく県立自然公園がある。

対象事業実施区域及びその周辺には、これらの自然公園は存在しない。

(2) 自然環境保全地域等

千葉県では、優れた自然環境及び身近にある貴重な自然環境を将来に継承していくため、千葉県自然環境保全条例に基づき①自然環境保全地域、②郷土環境保全地域、③緑地環境保全地域を指定している。

市内では、「八王子神社の森郷土環境保全地域 (1.08ha)」が指定を受けているが、対象事業実施区域及びその周辺に該当する指定地域はない。

(3) 生産緑地地区

生産緑地地区は、生産緑地法に基づき市街化区域内の農地を保護し良好な都市環境の形成を図ることを目的とするものである。

対象事業実施区域周辺では、主に国道14号（京葉道路）以北などにみられるが、対象事業実施区域及びその近傍には生産緑地地区に該当する地区は存在しない。

(4) 鳥獣保護区

鳥獣の保護等については、鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）が定められている。

対象事業実施区域及びその周辺における指定の状況は、表3-2.44及び図3-2.7に示すとおりである。

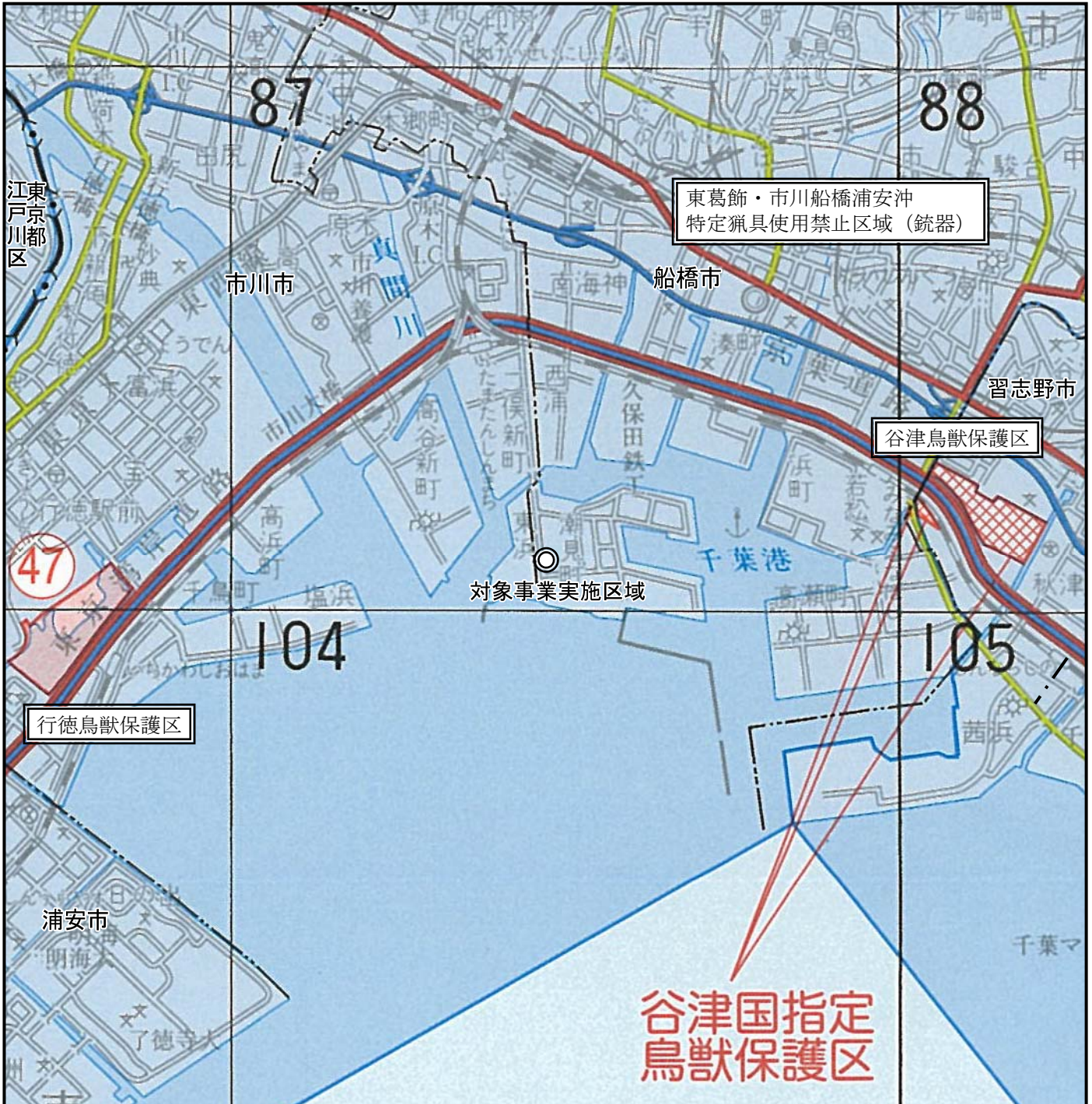
対象事業実施区域は「東葛飾・市川船橋浦安沖特定猟具使用禁止区域（銃器）」に位置している。また、対象事業実施区域の東側には国指定の「谷津鳥獣保護区」が、西側には県指定の「行徳鳥獣保護区」が存在している。

表3-2.44 鳥獣保護区等の指定状況

区分	名称	面積 (ha)	期間
国指定鳥獣保護区	谷津鳥獣保護区	41 [40]	平成20年11月1日～ 平成40年10月31日
県指定鳥獣保護区	行徳鳥獣保護区	56	平成21年11月1日～ 平成31年10月31日
特定猟具使用禁止区域 (銃器)	東葛飾・市川船橋浦安沖 特定猟具使用禁止区域 (銃器)	52,050	平成19年11月1日～ 平成29年10月31日

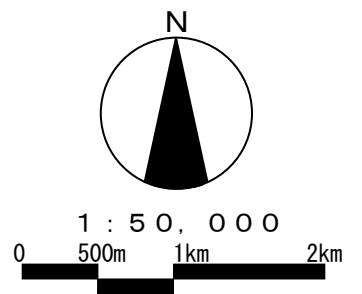
注) 面積[]は特別保護地区。

出典：「鳥獣保護区等の概要 (平成25年11月1日現在)」(千葉県ホームページ)



凡例

- | | | | |
|------------------|-----------------|---|------------|
| ◎ | 対象事業実施区域 | — | 高速道路及び有料道路 |
| - - - | 市境 | — | 一般国道 |
| - · - · | 都県境 | — | 主要地方道 |
| ■ (light red) | 鳥獣保護区 | | |
| ■ (grid red) | 特別保護区 | | |
| ■ (blue outline) | 特定猟具使用禁止区域 (銃器) | | |



出典：「平成25年度千葉県鳥獣保護区等位置図」（平成25年11月、千葉県）

図 3-2.7 鳥獣保護区等位置図

3-2-9 その他の事項

1. 資源の利用の状況

対象事業実施区域周辺では、資源の採取は行われていない。

2. 廃棄物の処理等の状況

(1) ごみ処理状況

本市及び周辺市の平成23年度のごみ処理状況は、表3-2. 45に示すとおりである。また、船橋市のごみ処理状況の推移は、表3-2. 46に示すとおりである。

本市の収集量及び焼却量は、過去5年間で減少傾向となっている。

表3-2. 45 ごみ処理状況（平成23年度）

項目 市	搬入量（t）							処理量（t）		
	総数	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ	その他	粗大 ごみ	直接 搬入量	焼却	埋立	資源化
船橋市	194,737	162,917	5,060	9,391	0	4,454	12,915	182,128	5,244	48,955
市川市	143,400	11,437	4,621	19,513	25	1,470	6,334	120,029	14,271	31,090
習志野市	54,700	43,269	1,417	5,664	130	1,066	3,154	49,095	1,537	16,041
浦安市	62,530	46,553	2,308	5,208	12	582	7,867	56,711	4,904	12,572

出典：「平成23年度 清掃事業の現況と実績」（平成25年6月、千葉県）

表3-2. 46 船橋市のごみ処理状況の推移

項目 年度	収集量（t）						処理量（t）		1人1日 あたりの 排出量 （g）
	総数	可燃 ごみ	粗大不燃 ごみ	資源 ごみ	食品 残渣	その他 ^{注）}	焼却	埋立	
平成19年度	216,635	182,732	24,000	9,077	826	—	210,053	12,838	1,013
平成20年度	208,675	178,281	20,346	8,878	1,170	—	200,512	12,404	966
平成21年度	199,297	171,451	18,254	8,628	964	—	190,879	11,973	910
平成22年度	193,971	166,899	17,555	8,591	923	3	185,977	11,455	873
平成23年度	194,027	167,203	17,379	8,482	942	21	183,191	5,244	871

注）その他は使用済み紙おむつと芝生等の合計値である。

出典：「平成24年版 船橋市統計書」（平成25年3月、船橋市）

(2) し尿処理状況

本市及び周辺市の平成23年度のし尿処理状況は、表3-2.47に示すとおりである。また、船橋市のし尿処理状況の推移は、表3-2.48に示すとおりである。

本市の収集量及び処理量は、公共下水道の整備に伴って過去5年間で減少傾向となっている。

表3-2.47 し尿処理状況（平成23年度）

項目 市	収集量 (kL)			処理量 (し尿+浄化槽汚泥) (kL)			
	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿処理場	下水道投入	海洋投入	合計
船橋市	6,377	68,350	74,727	74,727	—	—	74,727
市川市	4,858	71,195	76,053	76,053	—	—	76,053
習志野市	1,024	6,578	7,602	7,602	—	—	7,602
浦安市	1,029	2,849	3,787	3,904	—	—	3,904

出典：「平成23年度 清掃事業の現況と実績」（平成25年6月、千葉県）

表3-2.48 船橋市のし尿処理状況の推移

項目 年度	収集量 (kL)		処理量 (kL)		浄化槽設置基数	
	し尿	浄化槽汚泥	し尿処理場	海洋投入	単独処理	合併処理
平成18年度	9,964	90,726	100,690	—	41,732	13,318
平成19年度	8,959	88,990	97,949	—	40,247	14,450
平成20年度	8,137	87,009	95,146	—	39,103	15,345
平成21年度	7,381	84,250	91,631	—	35,352	14,991
平成22年度	6,843	77,614	84,457	—	32,924	14,719
平成23年度	6,377	68,350	74,727	—	30,404	14,486

出典：「平成24年版 船橋市統計書」（平成25年3月、船橋市）

3. 公害苦情の状況

本市及び周辺市の平成24年度の公害苦情件数の状況は、表3-2.49に示すとおりである。また、船橋市の公害苦情件数の状況の推移は、表3-2.50に示すとおりである。

平成24年度の苦情件数は、騒音が最も多く、次いで振動、悪臭であった。

表3-2.49 公害苦情件数の状況（平成24年度）

項目 市	典型七公害							その他	合計
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭		
船橋市	0	0	0	6	4	0	3	17	30
市川市	20	0	0	139	26	0	63	5	253
習志野市	19	0	0	27	5	1	6	5	63
浦安市	8	2	0	49	6	1	15	15	96

出典：「平成24年版 公害苦情調査結果報告書」（平成25年12月、千葉県）

表3-2.50 船橋市の公害苦情件数の推移

項目 年度	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌 汚染	地盤 沈下	その他	合計
平成20年度	6	1	18	1	8	-	-	-	34
平成21年度	-	-	20	-	8	-	-	-	28
平成22年度	4	-	14	-	1	-	-	-	19
平成23年度	2	-	5	2	-	-	-	-	9
平成24年度	-	-	6	4	3	-	-	-	13

注) 船橋市の公害苦情担当部局で受け付けた苦情件数を示しているのに対し、表3-49の船橋市苦情件数は公害苦情担当部局以外で受け付けた苦情が含まれている。

出典：「平成25年版 船橋市の環境」（船橋市ホームページ）

4. 文化財

(1) 指定文化財

対象事業実施区域周辺に存在する県及び市の指定文化財は表 3-2.51 に、国の登録文化財は表 3-2.52 に示すとおりである。また、これらの文化財の位置は、図 3-2.8 に示すとおりである。

対象事業実施区域の近傍には、指定文化財及び登録文化財は存在していない。

表 3-2.51 指定文化財の状況

指定状況	地点番号	名称	所在地・伝承地		所有者・伝承者	指定年月日
県 建	1	西福寺石造五輪塔 西福寺石造宝篋印塔	船橋市	宮本 6-16-1	西福寺	S42. 12. 22
県有民	2	灯明台		宮本 5-2-1	意富比神社 (船橋大神宮)	S37. 5. 1
県 史	3	明治天皇船橋行在所		本町 3-3-4	千葉銀行	S 9. 12. 18
市 建	①	難陀龍王堂	船橋市	本町 3-24-6	覚王寺	H 7. 3. 28
市 史	②	船橋御殿跡 附 東照宮		本町 4-29-12	本町 4 丁目会	S40. 3. 17
	③	葛羅の井		西船 6-4-5	葛羅の井 保存会	S40. 3. 17
	④	鐘楼堂跡 附 和時計 蜀山人筆		宮本 7-7-1	了源寺	S41. 2. 22
	⑤	成瀬氏の墓 附 墓誌		西船 6-2-30	宝成寺	S45. 5. 20
	⑥	飛ノ台貝塚		海神 4-260-1 他	船橋市	S 9. 5. 16
市 天	⑦	葛飾神社のクロマツ	西船 5-3-8	葛飾神社	H24. 3. 30	
市 建	⑧	常夜灯	市川市	本行徳 34 番地先	市川市	S35. 10. 7
	⑨	妙好寺山門		妙典 1-11-10	妙好寺	S43. 2. 27
	⑩	徳願寺山門 徳願寺鐘楼 徳願寺経蔵		本行徳 5-22	徳願寺	H16. 3. 24
市 史	⑪	鬼高遺跡	鬼高 1-95-1	日本毛織(株)	S63. 7. 5	

注1) 表中の指定状況の区分は、略称であり正式名称は、以下に示すとおりである。

- ・ 県 建 : 県指定有形文化財 (建造物)
- ・ 県有民 : 県指定有形民俗文化財
- ・ 県 史 : 県指定有形文化財 (史跡)
- ・ 市 建 : 市指定有形文化財 (建造物)
- ・ 市 史 : 市指定記念物 (史跡)
- ・ 市 天 : 市指定記念物 (天然記念物)

注2) 表中の文化財は、主に屋外に存在している有形文化財 (建造物)、記念物 (史跡、天然記念物) 及びそれに類するもの (有形民俗文化財) を示した。

出典: 「指定文化財」(船橋市ホームページ)
「市川市の指定文化財」(市川市ホームページ)
「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ)

表3-2.52 登録文化財の状況

指定状況	地点 番号	名称	所在地・伝承地		所有者・ 伝承者	指定 年月日
国登録	A	玉川旅館本館 玉川旅館第一別館 玉川旅館第二別館	船橋市	湊町 2-6-25	個人	H20. 4. 18
	B	加藤家住宅主屋煉瓦塀	市川市	本行徳 6-1	個人	H22. 5. 20
	C	旧浅子神輿店店舗兼住宅		本行徳 37-2	市川市	H22. 9. 10

注) 表中の指定状況の区分は、略称であり正式名称は、以下に示すとおりである。

・国登録：国登録有形文化財（建造物）

出典：「指定文化財」（船橋市ホームページ）

「市川市の指定文化財」（市川市ホームページ）

「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ）

（2）埋蔵文化財

対象事業実施区域及びその近傍には、埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。



凡 例

- | | |
|------------|----------|
| ◎ 対象事業実施区域 | ◇ 県指定文化財 |
| --- 市境 | ● 市指定文化財 |
| - - - 都県境 | ○ 国登録文化財 |

出典：「指定文化財」(船橋市ホームページ)
「市川市の指定文化財」(市川市ホームページ)
「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ)

この地図は、国土地理院発行の1：50,000地形図「東京東北部」「東京東南部」「佐倉」「千葉」を使用したものである。

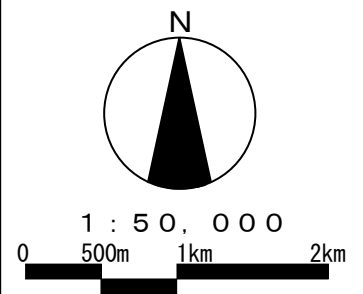


図 3-2.8 対象事業実施区域及びその周囲における指定文化財位置図